

綾瀬市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」）の運営及び事業に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 地域スポーツの振興を図るため、協議会が実施する事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 情報紙発行事業
- (2) 研修事業

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(補助金の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出期日は5月末日までとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、事業完了の日から起算して30日以内とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の綾瀬市体育指導委員協議会補助金交付要綱の規定により交付を受けている者は、改正後の綾瀬市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱の規定により交付を受けた者とみなす。